

事務連絡
令和3年4月23日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）
の創設について

令和3年4月23日の第62回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態宣言に係る経済支援策の一つとして、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）」の創設が示されたところです。

この交付金は、緊急事態宣言の発出により、人流が減少し、経済活動への影響が全国的に生じることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し、都道府県が地域の実情に応じた支援の取組を着実に実施することを目的にしているところです。

この交付金の概要については別添のとおりであり、関連する改正版の制度要綱等の詳細については、近日中に別途通知します。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

<関係資料一覧>

別添 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の創設

(照会先)

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 佐藤・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03 (5501) 1752

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の創設

緊急事態宣言の発出により、人流が減少し、経済活動への影響が全国的に生じることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し、都道府県が地域の実情に応じた支援の取組を着実に実施できるよう、特別枠として「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）」を創設。

○予算額: 5, 000億円

3, 000億円については、喫緊の課題に対応するため先行して交付

2, 000億円については、緊急事態宣言終了後の状況等を踏まえ、経済活動の回復・強靱化に対応するため留保

○交付対象: 都道府県

※事業者への支援は、広域的な観点から取り組むことがより効果的であるため、都道府県のみを対象とする。

○対象事業: 新型コロナウイルス感染症により経済活動に影響を受ける事業者への支援 感染症防止強化策・見回り支援

<取組例>

- ・事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援
- ・飲食・観光事業者等への支援
- ・感染症防止強化策・見回り支援

○算定方法: 事業所数を基礎とし財政力を反映して算定